

## 既存住宅の省エネ診断・設計・改修に補助金が出ます！ (東京都既存住宅省エネ改修促進事業)

窓・ドアや躯体の断熱化を図り、併せて高効率な照明・給湯設備等を備えた住宅とすることは、省エネルギー性能の向上や光熱費の削減に加え、健康にも良く快適性も向上します。個別の住宅のリフォームやマンションの大規模修繕等の際にご活用ください。

### ■ 補助対象事業

#### ● 省エネ診断等

(対象経費：省エネ診断に係る費用、BELS 取得費用等)

#### ● 省エネ設計等

(対象経費：省エネ改修のために必要な調査、設計、計画に係る費用等)

#### ● 省エネ改修等

(対象経費：開口部や躯体等の断熱化<sup>※</sup>、設備の効率化に係る工事費用等)

※ 開口部（窓・ドア）や躯体の断熱化に係る対象経費が、全体の対象経費の過半を占める必要があります。

### ■ 補助対象となる工事

省エネ改修については、以下の①又は②の工事が補助対象です。

①、②いずれの場合も改修後に耐震性が確保される必要があります。

#### ① 省エネ基準以上の複数の開口部を含む工事（「部分改修」という。）

- ・ 2ヵ所以上の開口部（窓又はドア）改修を実施する必要があります。
- ・ 断熱材や設備機器も補助対象になります。
- ・ 設備単体への補助は行っておりません。

#### ② 改修後の住宅全体が省エネ基準以上に適合する工事（「全体改修」という。）

- ・ 住宅全体で、省エネ基準又は ZEH 水準に適合するよう、省エネ性能を向上させる必要があります。
- ・ この場合、必ずしも複数の開口部改修を含む必要はありません。

### ■ 補助対象者

#### ● 住宅の所有者

#### ● 共同住宅等<sup>※</sup>の管理組合

※長屋、共同住宅（マンション含む）、下宿又は寄宿舍

## ■ 補助率・上限額

区分		補助率	上限額
省エネ診断【※1】		2 / 3	設定なし
省エネ設計【※1】		2 / 3	設定なし
省エネ改修	部分改修【※2】	戸建住宅	23% ■省エネ基準相当 : 766,000円/戸 ■ZEH水準相当 : 1,025,000円/戸
		共同住宅等【※3】	23% ■省エネ基準相当 : 改修に係る室の床面積×3,800円/m <sup>2</sup> ■ZEH水準相当 : 改修に係る室の床面積×5,000円/m <sup>2</sup>
		マンション【※4】	1 / 3 ■省エネ基準相当 : 改修に係る室の床面積×5,600円/m <sup>2</sup> ■ZEH水準相当 : 改修に係る室の床面積×7,400円/m <sup>2</sup>
	全体改修【※2】	戸建住宅	23% ■省エネ基準相当 : 766,000円/戸 ■ZEH水準相当 : 1,025,000円/戸 (構造補強を伴う場合 : 1,385,000円/戸)【※5】
		共同住宅等【※3】	23% ■省エネ基準相当 : 3,800円/m <sup>2</sup> ■ZEH水準相当 : 5,000円/m <sup>2</sup> (構造補強を伴う場合 : 8,000円/m <sup>2</sup> )【※5】
		マンション【※4】	1 / 3 ■省エネ基準相当 : 5,600円/m <sup>2</sup> ■ZEH水準相当 : 7,400円/m <sup>2</sup> (構造補強を伴う場合 : 11,800円/m <sup>2</sup> )【※5】

※1 省エネ診断・設計は、改修補助を受ける際の必須要件ではありません。

※2 全体改修及び部分改修については、表面「補助対象となる工事」参照。

※3 長屋、共同住宅、下宿又は寄宿舎。

※4 共同住宅のうち、延べ面積が1,000 m<sup>2</sup>以上であり、かつ地階を除く階数が原則として3以上のもの。

※5 ZEH水準に適合する工事を行う場合、住宅の重量化に対応するための構造補強に係る費用に対する補助を含みます。

### (注意)

対象経費について、本補助金以外に都もしくは国から交付される補助金又は区市町村から交付される補助金等（原資に都費・国費を含むものに限る）を受けることはできません。

## ■ 申請期間

令和5年7月24日（月）から令和6年1月19日（金）まで

- ・ 予算に達した時点で申込の受付を終了します。
- ・ 工事等契約は交付決定通知後に行ってください。

※ 補助対象事業、補助対象となる工事の詳細な要件等については、下記HPにて御確認ください。

### ■ お問い合わせ先・申請先

東京都住宅政策本部民間住宅部 計画課 脱炭素化施策推進担当

メール:S1090501(at)section.metro.tokyo.jp ※送信の際は、(at)を@に変換して下さい

電話:03-5320-5459



※詳細は東京都住宅政策本部 HP をご覧ください。

[https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/juutaku\\_seisaku/shouene.html](https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/juutaku_seisaku/shouene.html)